平成２２年（フ）第１０２号
長野市大字南長野南県町653番地
債務者　小池加惠子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７号
長野県伊那市高遠町長藤598番地
債務者　池上　　寿
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第２０号
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富1032番地43
北湯舟県住511号
債務者　岸　　聡子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第２１号
長野県伊那市高遠町小原534番地１
債務者　吉澤嘉代子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第２６号
長野県上伊那郡飯島町本郷2215番地１
債務者　宮崎　　泉
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第３０号
長野県上伊那郡飯島町七久保965番地
債務者　小澤加津彦
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第３１号
長野県上伊那郡飯島町七久保965番地
債務者　小澤　陽子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第２０９５号
京都府宇治市宇治里尻28番地
債務者　米田　秀子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２９５号
京都府宇治市広野町宮谷34番地の273
債務者　古川知預子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３８３号
京都府長岡京市一文橋２丁目４番10号
債務者　堀田　照美
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３１５号
京都府八幡市男山金振１番地28　橋本ハイツ203山下方
債務者　古市　　誠
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３２２号
京都市山科区小山姫子町25番地６
債務者　吉本　侑生
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４１号
広島県呉市長谷町22番23号
債務者　上原　猛伸
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第４６号
広島県呉市警固屋７丁目12番46―202号
債務者　上田　潤子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第５３号
広島県呉市警固屋４丁目３番24号
債務者　片寄　　常
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第５５号
広島県呉市焼山桜ヶ丘３丁目９番10号
債務者　権田　千夏（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第５６号
広島県竹原市吉名町440番地
債務者　中手　美和
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第６１号
広島県呉市宮原12丁目17番２号
債務者　相原冨佐世（旧姓森石）
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
広島地方裁判所呉支部